

報告第15号

専決処分(損害賠償の額の決定及び和解)の報告について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定に基づき議会が指定した市長の専決処分事項の項目である下記の事件を次のとおり専決したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年9月22日提出

備前市長 吉 村 武 司

記

専決第2号 物損事故損害賠償額の決定及び和解

専決第3号 交通事故損害賠償額の決定及び和解

専 決 処 分 書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、次のとおり専決する。

令和5年8月31日

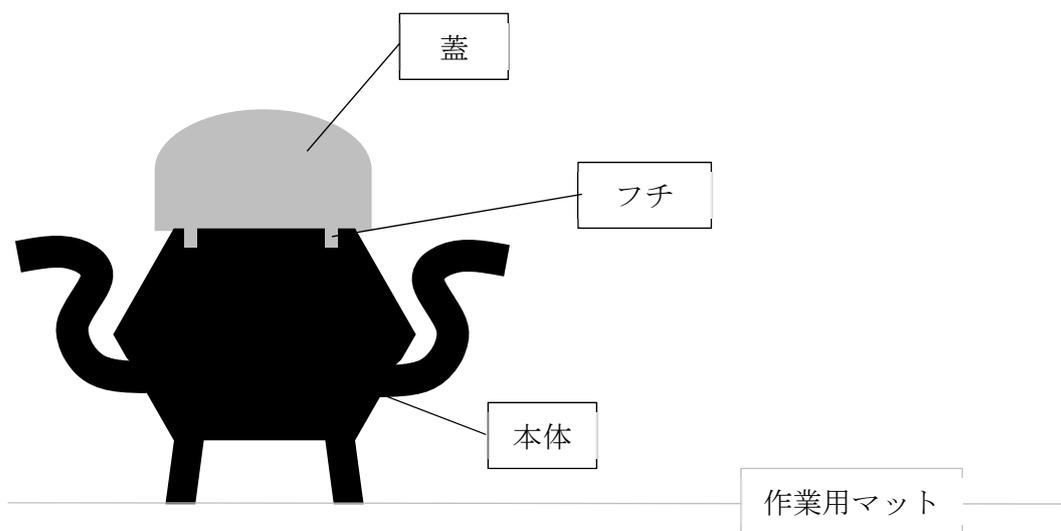
備前市長 吉村 武司

専決 番号	事 件 名	賠 償 金	保 險 等 補 填 額	相 手 方	事 件 の 概 要
2	物損事故 損害賠償 額の決定 及び和解	円 50,000	円 50,000	和気町***** *****	令和5年5月26日9時頃、備前焼ミュージアム4階ロビーにて、建替え工事のための作品搬出の梱包作業をしていたところ、借用作品が転倒し、作品の一部が破損したものの

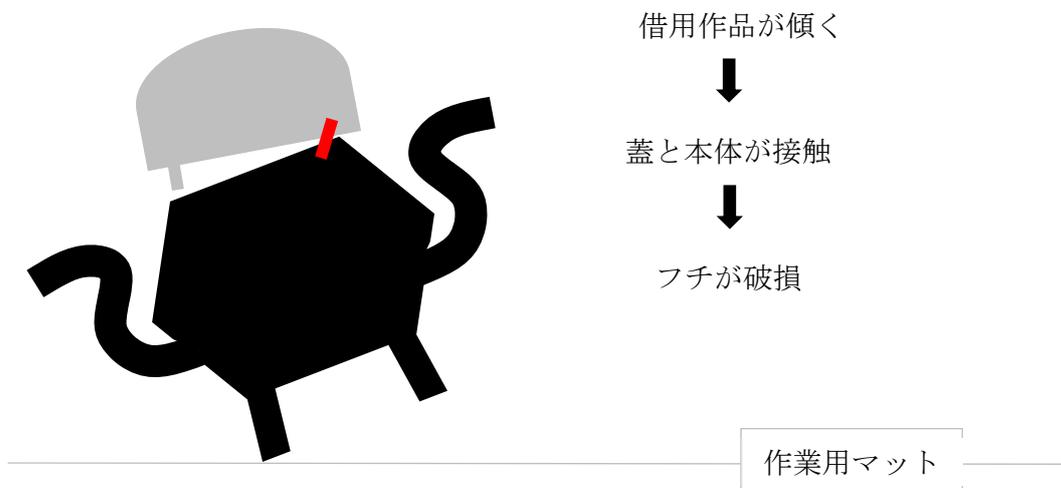
報告第15号参考資料
(専決第2号関係)

梱包のため作業用マットの上に作品を並べていたところ、借用作品が転倒し、その際に蓋と本体が接触した。

<作品の断面図>



<事故の状況>



専 決 処 分 書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、次のとおり専決する。

令和5年9月14日

備前市長 吉村 武司

専決 番号	事 件 名	賠 償 金	保 險 等 補 填 額	相 手 方	事 件 の 概 要
3	交通事故 損害賠償 額の決定 及び和解	円 211,500	円 211,500	備前市***** *****	令和5年7月11日9時20分頃、市営バスが備前片上駅ロータリー内にあるバス停留所に停車後、発進した際に右側後方から走行してきた相手方車両と接触し、相手方車両を破損させたもの

位置図



事故現場見取図



地図出典：国土地理院地図